

法人向け保険商品のご検討に際して ご留意いただきたいこと



法人向け保険商品の加入にあたっては、以下の点を確認のうえでお申し込みください。

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」、令和3年6月25日付「課個3-9 課法11-22 課審5-2 所得税基本通達の制定についての一部改正について（法令解釈通達）」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

1

法人向け保険は、被保険者様に万一のことがあった場合、（死亡）保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。

※ お客さまニーズとの関係については、設計書やパンフレット等でもご確認ください。

2

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

法人から役員等への名義変更についても、原則、**節税効果はありません。**

3

保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、**税務署等からも租税回避行為と認識される可能性がある**ことから、お勧めしておりません。

4

保険会社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約の内容に関する情報を提供します。

- ご検討にあたっては、各保険商品の「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり／約款」等を必ずご確認ください。
- マニユライフ生命の法人向け生命保険等は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- マニユライフ生命の担当者・募集代理店（生命保険募集人）は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが生命保険募集人の権限等に関して確認を希望される際には、ご遠慮なくマニユライフ生命コールセンター（0120-063-730）までご連絡ください。

【引受保険会社】

マニユライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

【担当は】